

大阪府立佐野支援学校高等部 部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

1 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。自分にできることを精一杯やろうとする「気力づくり」と、その気力を支える「体力づくり」に視点をあて、生徒が目標をもち自主的に活動する力を養う。

2 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動指導者は複数の顧問で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 大阪府運動部活動の在り方に関する方針（令和5年8月大阪府教育委員会）に基づく。
- (2) 本校での実際の活動日
月曜日、木曜日の15:00～16:20
※部活動の種目によっては、月・木以外の曜日にも活動することがある。

4 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5 その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。